

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2025 年 9 月 1 日

株式会社トレードワークス

各 位

東京都港区赤坂 5 丁目 2 番 20 号
株式会社トレードワークス
代表取締役社長 齋藤 正勝

吸収合併に関する事後開示書面

当社は、株式会社ミンカブ Web 3 ウォレットとの間で 2025 年 6 月 19 日に締結した吸収合併契約に基づき、2025 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ミンカブ Web 3 ウォレットを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行いました。

本合併に関する事後開示事項（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項）は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025 年 9 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

（1）株主の差止請求手続の経過

株式会社ミンカブ Web 3 ウォレットは、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過

株式会社ミンカブ Web 3 ウォレットは、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続の経過

株式会社ミンカブ Web 3 ウォレットは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議手続の経過

株式会社ミンカブ Web 3 ウォレットは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 7 月 24 日に本合併に関する官報公告及び各別の債権者に対して個別催告を行いました。が、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項

（1）株主の差止請求手続の経過

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 7 月 24 日に本合併に関する官報及び電子による各公告を行いました。が、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事

項

当社は、本合併の効力発生日をもって、株式会社ミンカブ Web 3 ウォレットの資産、負債及び権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
別紙のとおりです。
6. 吸収合併による変更の登記をした日
2025 年 9 月 30 日までに行う予定です。
7. その他吸収合併に関する重要な事項
特にございません。

以 上